



RECNA TPNW Blog 2025

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）スタッフが、核兵器禁止条約第3回締約国会議（2025年3月3日～3月7日、ニューヨーク）の動向をレポートします。

- ◆ 第0号 予想される重要論点（2025年2月27日）
- ◆ 短信1 「安全保障上の懸念」報告書（2025年3月2日）
ー（全文和訳）「安全保障上の懸念」報告書
- ◆ 第1号 核抑止と国際法の関係が焦点に（2025年3月3日）
- ◆ 第2号 広がる市民社会の関与（2025年3月4日）
- ◆ 第3号 新たな段階に入った TPNW の普遍化ー科学的根拠に基づくアプローチの可能性（2025年3月5日）
- ◆ 第4号 科学諮問グループ（SAG）の新たな試み（2025年3月5日）
- ◆ 第5号 SAG 報告の重点：核兵器のリスク評価（2025年3月5日）
- ◆ 短信2 核抑止ー積み残されてきた法的問題（2025年3月6日）
- ◆ 第6号 被害者援助・環境修復の議論が意味するもの（2025年3月6日）
- ◆ 第7号 締約国会議閉幕：次のステップへ（2025年3月7日）

第0号 予想される重要論点（2025年2月27日）

Published by recnaunblog on 2025年2月27日



核兵器禁止条約第1回締約国会合（2022年6月22日、ウィーン国際センター、撮影：河合公明）

2025年3月3日～7日、ニューヨーク国連本部にて、核兵器禁止条約（TPNW）第3回締約国会議が開催される。RECNAでは、今回初めて教員を派遣して、現地から会議の議論について要点を分析・報告する「TPNW ブログ」を掲載することとした。

会議前に、予想される重要な論点を整理したブログ「0」号として掲載する。核をめぐる安全保障環境が厳しい中、どのような課題があるのか。またどのような成果が期待されるのかについて

報告する。

TPNWの普遍化：「核依存国」の関与をどう進めるか

第1の課題は、TPNWの普遍化であろう。普遍化には、非核保有国の批准国を拡大していくことが基本となるが、より大きな課題は「核抑止」に依存している、核保有国と核の傘の国（「核依存国」と呼ぶ）との溝をどう埋めていくか。そのためには「核抑止」にもとづく安全保障政策の持つ根本的な課題を取り上げて、核依存国との対話を進めていく必要がある。それには、いくつかのアプローチが考えられるが、RECNAが最も注目しているのは、国際法に基づく核兵器の使用・威嚇の問題提起である。さらに、核抑止が内在的に持つリスクについての分析を通じて、核抑止に依存しない安全保障政策との比較分析を行うことで、核抑止への依存度を下げ、長期的には核抑止から脱却することが、国家安全保障にとってもメリットがあることを立証していくことが必要だ。今回の会議で、この「核抑止」政策への挑戦がどの程度明らかになるか注目される。これらの議論を通じてTPNWを「育てる」ことにつながることが期待される。

核抑止のリスク：科学アドバイザリーグループの役割

第2に注目したいのが、前回の締約国会議で設置された「科学アドバイザリーグループ（SAG）」の役割である。上記にも述べたように、「核抑止」が持つ内在的なリスクについて、国際政治や安全保障の面のみならず、科学的知見に基づく分析も必要である。いわゆる「核兵器使用のもたらす非人道的影響」が、まずその代表的なものであり、さらに核兵器使用による「気候変動、政治・社会・経済的影響」までも含めて検証することも求められている。この点は、昨年国連総会決議で設置が決定された「核戦争の影響に関する科学パネル」との協力関係も注目値する。さらに、我々が注目しているのは、「核使用以前のリスク」、すなわち核兵器システムそのものの信頼性や安全性の分析を通して、「核抑止」そのもののリスク評価が行われる可能性である。このように、SAGが政策決定にどのように貢献するのが注目される。

被害者援助、環境修復の進め方：制度化と財政支援の在り方

第3に、TPNWの第6条、7条に規定されている「被害者援助」と「環境修復」に関する制度と財政支援の問題である。第2回会合で、「被害者の定義や範囲」など、法的制度の確立と、財政支援のための「国際信託基金」に関する議論が行われて、第3回に向けて作業部会からの報告が注目される。課題としては、まず加害国の責任問題である。「加盟国が責任を有する」（第6条）ことになっているため、本来責任を負うべき核保有国は条約に参加するまで、援助の義務が生じない。逆に核実験の被害国が自ら財政負担を強いられる点も問題とされている。被害者の範囲や被害の実態調査も重要な課題であるが、この点については上記のSAGの役割も注目される。最大の注目点は、やはり「国際信託基金」の制度化と負担の仕組みだろう。対象に非締約国の被害者を含める案や、非締約国からの援助を可能とする案など、被害者援助、環境修復の制度化も重要な課題として注目される。ドイツやスイスなど、非締約国もオブザーバーとして援助協力を申し出ている点も注目される。

市民社会の関与：政策決定プロセスの民主化

最後に、TPNWの成立過程からも注目されてきた、政策決定過程の民主化、すなわち市民社会の更なる関与の在り方である。女性の役割をさらに向上させる点も注目されるが、会議の運営自体も、核不拡散条約の再検討プロセスと比較して、市民社会との一体感が注目されてきた。日本被団協のノーベル平和賞受賞でも述べられていたが、「被爆者のいない時代」を前に、いかに若い世代が関与していくかも注目される。

（文責：鈴木達治郎）

短信1：「安全保障上の懸念」報告書 (2025年3月2日)

Published by recnaunblog on 2025年3月2日

TPNW 第2回締約国会合は、オーストリアをコーディネーターとして、締約国や署名国、科学諮問グループ（SAG）、赤十字国際委員会（ICRC）、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）、その他の利害関係者および専門家の関与を得て協議を行い、第3回締約国会合にその議論の内容と勧告を含む報告書を提出することを決定した。この報告書は、核兵器の存在と核抑止の概念から生じる安全保障上の懸念を明確にし、核抑止に基づく安全保障パラダイムに挑戦する議論を提起することを目的としている。注目されるその報告書が、第3回締約国会合の開幕に先立ち、オーストリアより作業文書として公開された。RECNAの河合公明副センター長・教授が全文を和訳したので、公開する。

⇒[日本語仮訳](#)

⇒[英語原文](#)

核兵器禁止条約第3回締約国会合

TPNW/MSP/2025/7

ニューヨーク、2025年3月3-7日

議題11(f)(v)

条約の現状および運用、その他条約の目的および趣旨を達成するために重要な事項の検討：条約の目的および趣旨を達成するために重要なその他の事項：核兵器禁止条約のもとにある諸国の安全保障上の懸念に関する協議プロセス

核兵器禁止条約のもとにある諸国の安全保障上の懸念に関する協議プロセスのためのコーディネーターによる報告書（オーストリア）^[i]

I. 要旨

1. すべての国家には、自国の安全に対する脅威から自国民を守る責任がある。核兵器は、すべての国家の安全に対する深刻かつ根本的な脅威である。これは、核兵器を保有しているか、核抑止に依存しているか、あるいは核による紛争に直接関与しているかにかかわらず、すべての国家に当てはまる。この脅威に対処し、それを排除しようとすることは、すべての政府にとっての主要な責任であり、正当な関心事であり、国家の安全保障上の利益を追求する上で完全に「現実的」なものである。
2. いかなる核兵器の使用も、壊滅的な人道上的結末と安全保障上の結末をもたらす。即座に壊滅的な破壊をもたらすだけにとどまらず、そのような事態は人道上の対応能力を圧倒し、国境を越えた世界的な影響をもたらす、環境、社会経済および持続可能な開発、食糧安全保障、そして現在および将来の世代の健康に短期的および長期的な影響を残す。これらの結末の累積的、複雑、連鎖的な性質（避難や生命に対する権利の脅威を含む）により、適切な対応は不可能となり、全人類の安全が脅かされる。
3. こうした深刻な結末を踏まえると、核兵器の継続的な存在、および核兵器を保有またはそれに依存する国家にとっての安全保障と安定の「不可欠な」手段としての核兵器の役割は、核兵器禁止条約（TPNW）締約国の安全保障に対する直接的な重大な脅威となる。この脅威は、地政学的な緊張が高まる中、核態勢や核戦略における核兵器の重要性の継続と増大、および核兵器の質的近代化と量的増加とが相まって、さらに深刻化している。さらに、核兵器

が不可欠かつ必要不可欠な「安全保障の保証」であるという主張が強まるにつれ、核拡散が助長され、世界的な核不拡散体制が損なわれ、その結果、安全保障リスクがさらに高まっている。

4. 核抑止の有効性については、有効であるという確証も、有効でないという確証もない。しかし、核抑止が失敗する可能性があることは疑いの余地がない。核保有国がエスカレーションを制御し、誤算や事故を回避できるかどうかは不確かである。そのことは、ニアミス、事故、誤算、幸運な回避といった過去の事例が証明している。核抑止が過去に大規模な戦争や核紛争を防いできたという主張も、決定的に証明することは不可能であり、将来も想定通りに機能するという確証にはならない。そして、軍事領域における新技術や新興技術の利用は、不確実性を劇的に高め、新たなリスクをもたらす可能性がある。
5. 核抑止は、強制、脅迫、強要とは区別されることが多いが、いずれも（しばしば曖昧に定義された）シナリオにおける核使用の威嚇に依存している。TPNW締約国の観点では、これらのリスクと結末は同じである。こうしたリスクにさらされることは、自らの管理や説明責任なしに生み出されたものであり、容認できるものではない。しかし、核保有国によるリスク軽減の取り組みは、核抑止そのものの実践に内在するリスクへの対処よりも、抑止の洗練に重点を置いている。軍縮は将来の「安全な」環境を待たなければならないという主張は、誠実さを欠いており、行動を起こさないことを永続させる。むしろ、ますます不安定化する世界的な安全保障情勢は、核抑止からのパラダイムシフトの緊急性を強調している。
6. 核抑止や核兵器使用のシナリオに関する議論や分析の多くは、抽象的な用語が中心となっている。核保有国における核兵器計画や攻撃対象評価が、国際人道法の義務の順守を含め、核兵器使用が人間や社会に及ぼす影響をどの程度具体的に考慮しているかについては、ほとんど情報が得られていない。核兵器の爆発が国境を越え、世界全体に影響を及ぼす可能性があることを踏まえると、紛争当事国でない国家にとって、このような評価は極めて重要である。同様に、核爆発の影響に対処し、第三国をその影響から補償するための救済措置が存在する場合には、どのような措置が講じられているかに関する情報も不足している。核保有国は、核兵器の人道上および環境上の結末に関する透明性を欠き、その事実を認めようとしないうという歴史があり、その中には、事実を曖昧にしたり、誤って表現したりするケースも含まれている。
7. TPNW締約国の観点からすれば、核兵器に関する政策決定は、核抑止の不確かな安全保障上の利益ではなく、核兵器の被害とリスクに関する入手可能な科学的根拠を第一に考慮すべきである。新たな科学的調査の蓄積は、核兵器の人道上および環境上の結末と、その本質的な危険性が、従来考えられていたよりも深刻で、累積的で、国境を越え、連鎖的で、長期的で、複雑であることを示している。こうした調査をさらに拡大し発展させ、異なる時間軸における一次的、複合的、相互関連的、連鎖的影響をよりよく理解し、システム分析の観点から横断的な考察と調査を行う必要がある。
8. TPNW締約国は、核兵器のない世界という目標を、核兵器のない世界における安全保障の喪失を伴わないという目標を、他のすべての核兵器不拡散条約（NPT）締約国と共有している。これは、軍縮に向けた積極的な措置によってのみ達成できる。それどころか、TPNW締約国の安全保障は、核兵器によって積極的に損なわれている。また、核抑止という危険で思弁的なシステムに、その影響とリスクを示す広範かつ増大する証拠があるにもかかわらず、永続的に依存している。このシステムは、リスクをすべての国家に不当かつ不正に転嫁し、人類の未来を脅かしている。
9. 協議プロセスは、情報発信の改善、一般市民やさまざまな機関やフォーラムとの関わり、核兵器に依存する国家との関わり、核兵器廃絶の根拠を強化するためのさらなる研究についてなど、さまざまな勧告をまとめた。

はじめに

10. TPNW締約国は第2回締約国会合において、第2回締約国会合と第3回締約国会合の間に、包括的な議論と勧告を含む報告書を第3回締約国会合に提出するための協議プロセスを設置した：

(a)核兵器の存在と核抑止の概念に起因する、条約に明記された正当な安全保障上の懸念、核の威嚇、リスク認識をより明確にし、促進すること；

(b) 核兵器の人道上の結末とリスクに関する新たな科学的証拠を強調し、これを核抑止に内在するリスクや仮定と並置することによって、核抑止に基づく安全保障パラダイムに異議を唱えること。

11. オーストリアは、科学諮問グループ、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーン、その他の利害関係者や専門家の参加を得て、普遍化に関する非公式作業部会の共同議長との緊密な協力のもと、締約国および署名国間のこの協議プロセスを促進するために任命された。

12. TPNWを通じて、締約国は核兵器に関する脅威認識や安全保障上の懸念、核軍縮の緊急性を表明し、明確にすることができる。この条約の根底にあるのは、核兵器に関わる壊滅的な人道および環境上の結末と複雑なリスクである。これは、増え続ける科学研究によって裏付けられている。核紛争や核爆発の巻き添えになる危険性は、地球上のあらゆる国や地域に存在する。核保有国が核兵器を保有し、核兵器に依存し続けることによって、全人類の安全が損なわれるという証拠は、ますます強まっている。

13. TPNWが発効し、その事実と科学に基づいた理論的根拠が示されたにもかかわらず、一部の国々は、条約の中で、また条約を通じて形成された正当な安全保障上の懸念やリスクおよび脅威認識と建設的に関わる準備ができていない。このことは、核の威嚇に依存する国々が主張する安全保障と核兵器の役割に関する議論と、条約が基礎としている核兵器の存在や核兵器への依存から生じる人道上の結末やリスクに関する安全保障上の懸念との間に、根本的な断絶があることを示している。

14. 核兵器時代の幕開け以来、核兵器に関する言説には相反する安全保障上のアプローチが存在してきた。一つは、核兵器を自国の安全保障に対する他国の威嚇を抑止するという観点から正当化するものであり、もう一つは、核兵器を人類共通の安全保障に対する根本的な脅威とみなすものである。核の威嚇に依存する国家が持つ前者の視点は、世界の核言説において支配的であった。現在、地政学的状況の悪化を受けて、この考え方が再び強調されている。後者の安全保障の視点は、非核保有国の大多数が持っているものであり、国連システムに新たな国が加わり、核拡散が進み、多国間の核軍縮義務や約束が履行されない中で強まってきたものである。また、核兵器が人道、環境上の結末をもたらす、すべての国に影響を及ぼす危険性について、科学的な証拠が蓄積されるにつれ、この考え方はさらに強まっている。

15. 核兵器という実存的な脅威にどのように対処するかについて、より共通した道筋を切り開くために、安全保障に対する認識の相違をどの程度埋めることができるか、あるいは、少なくともこれらの観点を建設的に扱うことができるかは、国際安全保障と核軍縮および不拡散体制の将来にとって重要な課題である。

16. この協議プロセスと本報告書の目的は、核兵器に関する安全保障上の懸念についてTPNW締約国の主張を洗練させ、TPNW普遍化の努力に貢献することである。これは、TPNW締約国が関連する場において、自らの立場をよりよく発展させ、主張することを支援することを意図している。しかし何よりも、この協議プロセスが、核兵器、安全保障と核兵器に関するさまざまな概念、核兵器の「魅力」対「リスク」、そして国際的な安全保障のための集団的な探求について、より有意義な国際的な議論に貢献することを希望し、その目標を宣言するものである。核兵器のリスクが増大している今、その緊急性はいくら強調してもしすぎることはない。

17. 2024年2月、ファシリテーターは、作業計画と、条約と1MSP（2022年）、2MSP（2023年）の政治宣言から得られる安全保障上の懸念、脅威とリスクの認識、人道上の結末、核の抑止に関する既存の合意文書（附属書Ⅰ参照）^[1]、および協議のためのガイドとなる質問案を配布した（附属書Ⅱ参照）。2MSPと3MSPの間には、科学諮問グループ、赤十字国際委員会、核兵器廃絶国際キャンペーンの参加を得て、締約国と署名国が参加する6回のバーチャル協議が開催された。数名の専門家^[2]がブリーフィングを行い、指針となる取り組むための貴重な意見を提供した。いくつかの締約国は、バーチャル協議において、協議プロセスへの文書によるインプットを提供し、質問および／または口頭コメントを指導した。

18. 本報告書は、協議プロセスで寄せられた意見を統合し、このプロセスが取り上げるよう命じられた2つの質問にどのように関連しているかを分析したものである。また、TPNW締約国に対し、さまざまな場での活動や、さまざまな利害関係者を巻き込むことによって、どのようにこの作業を進めることができるかについての提言も含まれている。

III. 条約に盛り込まれた安全保障上の懸念、脅威、リスク認識

19. すべての国家には、自国の安全を脅かす脅威から国民を守る責任がある。核兵器を保有する国は、核兵器政策を正当化するためにこの原則を主張するが、この原則は、非核保有国の大多数にも等しく適用される。パンデミック、壊滅的な気候変動、AIの潜在的リスクに次いで、核戦争と核兵器の永久化は、すべての国家、その国民、生物圏、そして人類文明にとって、最も深刻な地球規模の、そして存亡への脅威である。

20. この脅威を除去しようとすることでこの脅威に対応することは、主要かつ正当な関心事であり、国家的責任である。しかし、この脅威が、核保有国によって、他の核保有国からの侵略を抑止するために、この脅威を維持することが自国の安全保障上の利益を追求することであると主張され、正当化される場合には、大きな挑戦となる。その結果、他のすべての国家の安全保障は著しく低下し、存立の危機にさらされることになる。第二次世界大戦以降、戦争で核兵器が使用されたことがないからといって、核紛争や核兵器事故、あるいは不注意による核兵器の使用がいつでも起こりうるという事実が不明瞭になることはあっても、すべての国家にとって世界的な壊滅的な影響をもたらすことに変わりはない。

21. 同時に、このようなリスクから国際社会を守り、核拡散を防止し、軍縮を進めることを目的とした核軍縮および不拡散体制は、大きな課題を抱えている。義務や約束を後退させることは、核リスクを高めている。

22. TPNW締約国はすでに、安全保障上の懸念、脅威とリスク認識と視点、人道上の結末、核抑止について、ある程度詳細に表明している。以下はその概要である。

A. 核兵器の人道上および環境上の結末

23. 核兵器の人道上の結末に関する安全保障上の懸念は、TPNWとその採択に至るプロセスにとって不可欠であり、基礎となるものである。これには、159カ国が参加した「核兵器の人道上の影響に関する会議」とそれに関する声明も含まれる。

24. 核兵器の爆発は、環境、社会経済、持続可能な開発、経済、食糧安全保障、現在および将来の世代の健康に短期的また長期的な影響を及ぼす。さらに、これらの影響は越境的、累積的、複雑かつ連鎖的である可能性が高く、全人類の安全保障に関わるものである。

25. 核爆発によってただちに被害を受ける人々の苦しみだけでなく、壊滅的な、場合によっては地球規模の人道上および環境上の結末が、紛争に関与していない国家や住民にも及ぶことは、重大な懸念事項である。さらに赤十字国際委員会（ICRC）や国連システムの人道支援組織

は、大規模な核兵器使用の場合はともかく、人口密集地での核兵器の爆発による人道上の影響に対して、適切な対応をとることが不可能であることを強調してきた。

26. 被害は核兵器の使用だけにとどまらない。核兵器の製造と実験は、長期にわたる環境破壊と深刻な健康被害の遺産を、特に脆弱な地域社会に残してきた。多くの場合先住民族である地域住民にとって、環境汚染は、核兵器保有国の大都市中心部から都合よく離れた彼らの自然環境を、健康や文化的慣習に影響を及ぼす農業生産に適さないものになっている。このことは、高水準の貧困と現在進行中の公衆衛生上の数々の課題に直面している地域において、不可欠な人間開発の障害を生み出している。ウラン採掘、核爆発実験、放射性廃棄物の投棄、核燃料サイクルの事故によって残された電離放射線への被ばくが、これらの問題をさらに悪化させている。

27. また、電離放射線が女性や少女、子ども、先住民族に不均衡な影響を与えるという明確な証拠もある。研究や規制の分析では、男性中心の参照モデルのために、こうした影響がほとんど無視され、その結果、世界の人々の電離放射線被ばくによる被害が系統的に過小評価されてきた。妊娠発育に加え、女性、子どもは、放射能被ばくに対して特に敏感であり、成人男性よりも被ばく線量あたりの被害が大きい。子どもは、熱、爆風、放射線、そして核攻撃後の生存が大人に依存しているという点で、兵器の影響に対してより脆弱であるため、大人よりも死亡したり重傷を負ったりする可能性が高い。

28. こうした懸念の多くは、核実験の実体験に起因している。核兵器の人道上の結末やリスクに関するより一般的な懸念に加え、こうした経験は、1964年に採択された「アフリカ非核化宣言」によるアフリカや、太平洋、中央アジアなど、いくつかの非核兵器地帯（NWFZ）の設立を後押しした。TPNW締約国は、過去の核使用や核実験に関するデータの機密解除など、核の遺産に取り組む国連総会決議を支持してきた。核兵器の影響を受ける締約国にとって、核兵器廃絶は単に安全保障上のリスクをなくすという問題ではなく、不正義に対処する問題でもある。

29. 特に気候モデリングと放射性降下物の分析における進歩は、核爆発の累積的、長期的、複雑かつ連鎖的な人道上および環境上の結末に対する理解を深めている。さらに、核実験の影響を受けた地域と、その結果もたらされた人道上および環境上の結末に関する研究が（まだ部分的ではあるが）進んでおり、ガンやその他の健康状態による疾病や死亡のレベルの上昇、移住、食生活や食料供給の強制的な変化、長期にわたる心理社会的影響などが記録されている。気候変動は、既存の環境汚染による悪影響をさらに悪化させる。しかし、このことはしばしば認識されず、こうした影響をめぐる透明性はしばしば妨害されてきた。それは、核の冬の研究や、かつての実験場におけるIAEAの放射線評価を誤って伝えようとした過去の例を見ても明らかである。

30. 核兵器を推進する研究への資金提供は、核兵器に内在するリスクだけでなく、人道上および環境上の結末に関する研究への資金提供を上回っており、非核兵器国の安全保障上の懸念が疎外されている。この不均衡は、さらなる安全保障上の懸念を引き起こし、より多くの研究と、関連する専門知識を提供できる国際機関によるより強力な関与の必要性を強調している。

31. さらなる研究の恩恵にもかかわらず、人道上および環境上の結末の越境的、累積的、長期的、複雑かつ連鎖的な性質は、厳密な査読を経た科学研究によって議論の余地のないものとなっており、G7諸国の科学アカデミーもこれを認めている。それにもかかわらず、ほとんどの核保有国は、この証拠が、大量破壊の威嚇に基づく安全保障アプローチの持続可能性について、緊急の政策的検討を必要とする新たな結論を含んでいることに異議を唱え続けている。

32. 核兵器がもたらす短期、中期、長期の人道上、環境上の影響や、国境を越えた地球規模での潜在的影響に関するデータが、すべての関連レベルにおける軍の核指揮統制および作戦計画にどの程度適切に統合されているかについても疑問が残る。

33. 核兵器の壊滅的な結末とリスクは疑う余地のないものであるが、核爆発の直接的、間接的、複合的な影響や、これらの影響の相互作用について、より詳細に理解する必要がある。このことは、核兵器が安全保障に与える影響と国際法への準拠をより深く評価する上で極めて重要である。

34. 大規模な飢饉、経済混乱、移民危機、体制崩壊などのリスクは核保有国も認識しているが、これまでのところ、研究努力は限定的なものにとどまっている。例えば、英国の国家リスク登録や2023年の米国科学アカデミーの報告書は、核の冬、電磁パルス、社会崩壊、長期的な経済的影響など、知識のギャップを強調している。さらなる研究が必要な重要な分野には、連鎖的な環境影響、現実の条件下や気候変動下での放射性降下物、世代間の健康や移住の危機、グローバルなサプライチェーンの混乱などが含まれる。可能性のある研究分野をまとめたものが附属書IVである。これらのより深く、より統合的に分析しなければ、核戦争が人道と安全保障に及ぼす影響の規模や複雑さは十分に解明されないままである。

B. リスク

35. TPNW 締約国もまた、核兵器と核抑止の実行に伴うリスクについて、深刻な安全保障上の懸念を表明している（附属書 I 参照）。世界的な大量破壊という暗黙の、あるいは明示的な威嚇に基づく国際的な安全保障のパラダイムは、人類全体の正当な安全保障上の利益に反するものであり、核抑止論は安全保障に対する危険で誤った、持続不可能かつ容認できないアプローチであると締約国は考えている。

36. 世界の核リスクは、9カ国が保有し、15カ国に存在する約1万2000～1万3000発の核兵器が存在し続け、その多くが高度警戒態勢にあることに起因する。事故であれ、不注意であれ、誤算であれ、意図的であれ、核兵器が爆発する可能性は、核態勢や核ドクトリンにおける核兵器の重要性の高まりや強調、核兵器の質的近代化と量的増加、地政学的緊張の高まりによって、さらに高まっている。締約国は、核兵器の使用の威嚇、ますます激しくなるレトリック、そして核兵器が政策の道具として使用され、脅迫、強制、恫喝、緊張の高まりに結びついていることを非難している。このような使用は国連憲章を含む国際法に反し、核兵器は抑止のためにのみ使用されるという主張と矛盾する。最後に、TPNW締約国は、核兵器に関する透明性の欠如や低下、核軍縮に意味のある進展がなく、核リスクを高めていることに懸念を表明している。

37. TPNW締約国のいくつかは、核保有国や核ホスト国の近隣にある。そのため、これらの国は特定の核リスクにさらされている。核紛争が起きた場合、そのような国の核施設やその他の軍事／戦略施設は、核攻撃の直接的かつ主要な攻撃対象となり、深刻な放射能汚染を引き起こす可能性がある。その結果、影響を受けた地域や近隣の地域から住民が逃げ出し、大移動が発生する可能性が高い。

38. 核爆発はまた電磁パルス（EMP）を引き起こし、通信、緊急対応能力、医療、社会サービス、経済活動、サプライチェーンを混乱させ、買い占めや犯罪行為に拍車をかける可能性がある。また、社会の機能にとって不可欠な知識を保持するデータセンターが破壊される可能性もあり、直接的な影響地域をはるかに超えて反響的な影響を及ぼす可能性がある。こうした連鎖的な影響は、深刻な社会的、医療的、インフラ的な崩壊をもたらす可能性が高く、近隣の州でも治安が崩壊する可能性があるなど、重大な結末をもたらすだろう。

39. また、世界的にも深刻な事態が発生する可能性が高い。大量移住は、これまでの難民を凌駕するかもしれない。核の冬の研究によれば、食糧生産が崩壊すれば、世界中で大量の飢餓が発生し、数十億人の死者が出る可能性がある。北半球の紛争から一見離れているように見える南半球の地域でさえ、医療サービスや農業などを維持するのに苦労するだろう。したがって、世界のどの地域も核兵器がもたらすリスクから免れることはできないと考えられる。

40. 核抑止論者はしばしば、暗黙的または明示的な核の威嚇による抑止効果によって、望ましくない核爆発が回避されたと評価する。しかし、核抑止がコントロールできないような失敗や不服従、あるいは変動要因など、運を考慮に入れていなかったり、過小評価していたりする。さらに、過去にこのような事例が発生した場合、その透明性の程度は大きく異なる。学術的には相当数のニアミスが記録されているが、核保有国には「幸運なケース」を過少に報告する誘因があり、過信している可能性がある。しかし、過去の幸運が将来の幸運を保証するわけではない。世界的な影響をもたらす可能性があることを考えれば、最大限の透明性と予防措置を確保することは、すべての国家にとって極めて重要な利益である。

41. エスカレーション経路や戦争ゲームに関する研究は、核エスカレーションの危険性が極めて高く、戦術核使用のエスカレーションを制御できないことを示している。戦略爆撃機や潜水艦の活動が活発化し、戦術的な演習も増えているため、誤解や事故、エスカレーションのリスクが高まっている。核弾道ミサイル潜水艦（SSBN）の存在は、TPNW諸国や非核兵器地帯の近くでは特に問題となる。

42. 新たな軍事技術は、早期警戒システムや指揮統制システムへのサイバー攻撃など、核リスクをさらに高める。人工知能（AI）は、誤認や不注意による核兵器使用のリスクを高める可能性がある。一方、大惨事を防ぐために理性的な人間が歴史的に重要な役割を果たしてきたにもかかわらず、自動化によって発射決定における人間の役割が制限される可能性もある。自動化の偏りや、潜水艦のような以前は遮蔽されていた技術を追跡するためのリモートセンシングの強化だけでなく、圧縮された、混乱した、または誤った情報による意思決定は、紛争の可能性を高める可能性がある。

43. このようなリスクを考えれば、リスクを軽減するような措置は、緊急かつ補完的であり、核軍縮と並行するものである。しかし、核抑止に依存する国とTPNW国によるリスク削減のアプローチには、大きな隔たりがある。TPNW諸国にとって、核爆発の結末は、自分たちの意思に反して、コントロールすることなく、自分たちもさらされているリスクである。これらのリスクは、核兵器の存在そのものや、暗黙的あるいは明示的な核の威嚇に基づく政策から生じる。したがってリスク削減は、故意、不注意、事故、誤算による爆発の可能性を排除することに重点を置くべきである。

44. リスク削減の金字塔である核兵器廃絶が実現するまでは、核兵器は使用や事故から可能な限り遠ざけられるべきである。特に、警戒解除、攻撃対象からの除外、作戦運用からの除外、「先制不使用」の約束、兵器の削減、態勢や実際の使用シナリオに関する透明性の向上などを通じて、核兵器は使用や事故から可能な限り遠ざけられるべきである。核リスクの削減は、新たな核兵器計画、挑発的あるいはエスカレータ的な行動、核兵器やドクトリンに関する透明性の低下、第三国を含む核兵器の前方移動、軍事施設や兵器プラットフォームの二重使用によっても損なわれる。

45. 対照的に、核保有国は「戦略的リスク削減」に重点を置いており、核抑止関係を損ないかねないリスクへの対処と理解されている。この考え方は、核抑止そのもののリスクを考慮するのではなく、核抑止のリスクを軽減することに重点を置いているため、核抑止の信頼性に悪影響を及ぼすと考えられる核兵器の使用を制限する措置を拒否している。このアプローチは、核抑止そのものが核リスクの根源であるという現実を無視している。

46. リスク削減に対するこうした異なる認識は、本質的な矛盾を示している。抑止は核兵器使用の用意があることを示す必要があるが、リスク削減のより包括的なアプローチは、故意、過失、人為的、技術的ミスによって、核兵器が決して使用されないようにすることである。これがTPNW締約国の安全保障上の懸念に対応する視点である。

47. 消極的安全保証は、非核保有国の核リスクに対処する手段としては、ほとんどの場合、法的拘束力がなく、上記の懸念に対処するには不十分であろう。非核兵器国に対しても、核兵器を脅迫や威圧のために使用する可能性があり続けることが、こうしたいる。非核兵器地帯を通

じ、ある程度の進展は見られたが、NPT、軍縮会議、国連総会の枠組みで何十年も進展がなかったため、TPNW締約国や他の非核兵器国は、核不拡散義務を厳格に守っているにもかかわらず、核兵器で脅かされたり、強制されたり、脅迫されたりしないという保証がないままである。

IV. 核兵器の人道上の結末とリスクに関する新たな科学的証拠を用いて、核抑止に基づく安全保障パラダイムに挑戦し、核抑止に内在するリスクや仮定と並置する。

48. TPNW締約国は、核抑止論が核兵器の実際の使用の威嚇と、世界的に壊滅的な結末をもたらすリスクに基づき、それに依存していることへの懸念を強調した。核抑止論を正当な安全保障ドクトリンとして認めることは、安全保障における核兵器の価値を高め、水平的および垂直的な核拡散を助長することを強調した。また、拡大核安全保障や核駐留の取り決め下にある国の数が増加していることにも言及し、非核保有国に核兵器が配備されることへの懸念を表明した。

49. 核抑止の支持者は、核の威嚇は安全保障に不可欠であると主張し、過去数十年にわたって核保有国間の安定を維持してきたと評価している。彼らは、核抑止を国際的な安全保障と安定の「保証者」であり、「究極の保険」であると考えている。拡大核抑止の保証は核拡散を抑制してきたと主張する。現在の地政学的緊張は、このような見方をさらに強めているように見える。

50. 同時に、核兵器の威嚇を支える技術的基盤は絶えず進化しており、核兵器が安定をもたらすという考え方は損なわれている。核保有国は、信頼性、効率性、安全性を高める努力を続けている、広島と長崎で使用された核分裂爆弾から、広範な現代の核兵器や運搬システムに至るまで、核兵器は技術革新と変貌を遂げ、さらなる進化を続ける。この継続的な技術進化は、事実上、核兵器の近代化、軍事的利益の追求、敵対国に対するヘッジという永続的なサイクルを生み出し、これらすべてが軍拡競争の力学に寄与している。

51. 核兵器や核兵器の使用の威嚇は、常に国内外における政治的動機によって推進されてきた。核保有国の政治、そうした国と敵対国、同盟国、非核保有国との関係、さらに広範な国際力学の変化は、核戦力の役割と有用性がどのように認識されるかに影響を与える。冷戦後の世界政治におけるシフトは、核の威嚇がどのようになされ、核兵器がどのような規模になり、どのように計画され、管理されるかを再構築している。新しく破壊的な技術は、新たな予測不可能なリスクの層を増やしている。TPNW締約国にとって、この進化する状況に対処するには、持続的な核の威嚇とその潜在的な影響の両方に継続的に注意を払う必要がある。そのためには、時代遅れの冷戦時代の枠組みに頼るのではなく、核の威嚇に関連する新しい考え方や慣行、ツールに積極的に関与し、それに挑戦することが必要である。

52. 地政学的緊張が高まり、さまざまな核抑止関係に関わる主体が増えることで、故意、不注意、偶発的な核兵器の使用リスクが高まる。核拡散の現在の傾向と危険性は、こうしたリスクをさらに高めている。軍備管理と透明性は崩壊しており、今日の多極化した核の課題を管理するためには利用できない。こうした複合的で複雑な傾向を踏まえると、核兵器の威嚇に基づく安全保障政策アプローチは、ますます危険で脆弱で、既知と未知のリスクをはらむ方向に発展している。にもかかわらず、核抑止の支持者は、安全保障上の課題に対処するための適切で持続可能な対応として、核兵器へのさらなる強い依存を提唱しているように見え、TPNW締約国の安全保障上の懸念を深めている。

A. 核抑止の前提である安定性、予測可能性、合理性

53. 核抑止は、安定性、予測可能性、合理性を前提とした心理学的、コミュニケーション的な構成要素である。核抑止の提唱者たちは、行動や一連の行動、意図、結末、期待される結果を、あたかもコントロール可能であるかのように想定し、投影する。その結果、核抑止理論と抑止の安定性は「信仰の教義」として特徴づけられてきた。

54. 不確実性のうち重要なものは、明示的または暗示的な核の脅威によってもたらされるとされる安定性の評価における確証バイアスの可能性である。それは、エスカレーションの予測可能性や制御能力、さらには誤算、意図しない使用、人的および技術的な事故の回避能力にも関わる。この根底には主観的な仮定があり、自らの見解に対する過信や、こうした評価に異議を唱える代替的な議論を考慮しない傾向といった固有のリスクを伴っている。確証バイアスは、他の要因を考慮せずに核抑止の正当性を誤って確信させる可能性がある。過去には、手順ではなく偶然によって壊滅的な事態が回避された例がいくつも存在する。核エスカレーションが、混乱と極度の緊張を伴う危機的状況下でも制御可能であるとする考え方は、より批判的な公的検討を必要としている。

55. 過去数十年間、核抑止が大規模な戦争を防いできたという主張は、限られたデータ、統計的に短すぎる期間に基づいており、他の要因を無視している。核の威嚇の存在と核戦争の不発との因果関係は、決定的な証明は不可能であり、楽観主義バイアスを反映している可能性がある。逸話的な証拠は、将来の有効性に対する信頼できる保証にはならない。さらに、核兵器は、核保有国が関与する紛争を繰り返し抑止してきたわけではないし、非核保有国が核保有国を攻撃することを抑止してきたわけでもない。したがって、核抑止の安定性を主張することは、核紛争はおろか、核爆発のリスクや壊滅的な世界的影響を考えれば、安心できるものではない。

56. 核抑止論は、核兵器の使用を主に抽象的な提示している。さまざまな脅威の威嚇は、それに対するさまざまな核兵器使用のシナリオによって対処される。しかし、このような使用シナリオの根本的な根拠は、信頼できる威嚇と相互の脆弱性が相互の自制と抑止の安定をもたらすことを前提としており、核兵器が実際に使用されること、少なくとも核戦争にエスカレーションしないことを前提としているわけではない。

57. これは根本的な疑問を提起する。核戦略の立案は、核兵器が使用されないという前提を超え、その使用の結末を具体的に検討しているのか、それとも単に抽象的に考慮しているだけなのか。対兵力攻撃（カウンターフォース）や対価値攻撃（カウンターバリュー）の核攻撃対象評価は、人間や社会に及ぼす影響を十分に詳細に考慮したものとなっているのか。さらに、核計画や攻撃対象選定において、紛争当事国以外の国家や地域への広範な影響はどの程度考慮されているのか。

58. 「相互確証破壊」という概念でさえ、主に核抑止の安定性とその想定される結果、すなわち核エスカレーションと紛争が回避されるという主張として議論されている。「相互確証破壊」は、核抑止のゲーム理論的論理の仮説的な結果として議論されている。核戦争の生存者を含む人類にとって、それが具体的にどのような意味を持つのかという詳細については、考慮されていないようである。核抑止理論を裏打ちし、常にこの壊滅的な結末を回避するための措置や行動に対する信頼は、きわめて不安定な「楽観バイアス」を反映している可能性がある。

59. 抑止論は、抑止の安定性、残存性、第二撃能力、相互の脆弱性に焦点を当てることで、核抑止がもたらす現実を抽象化している。この抽象化は、失敗がもたらす壊滅的な人間のおよび惑星的結末の具体的な検証や、世代間正義や失敗の可能性があるシステムを維持することの正当性など、深刻な倫理的、道徳的、法的な精査を回避するものである。

60. さらに核抑止論は、関係者が予測可能かつ慎重に行動し、核エスカレーションや大量虐殺的および自殺的な結末を回避または制御できるという前提に立っている。同時に核抑止論の支持者は、核抑止がすべての行為者の「合理的」かつ、願わくば「責任ある」行動につながるため、核抑止が機能すると主張する。しかし、「合理的な行為者は核兵器を使用しない」とする一方で「核抑止は合理的な行動をもたらす」という論理は循環論法であり、極めて重大なリスクを伴う単なる前提に過ぎない。すべての核保有国が慎重で、自殺的でも大量虐殺的でもない行動をとることが前提とされているが、それが多くの非核保有国にとって安心材料となるわけではない。エスカレーションの不確実性、すなわち「戦争の霧」は、不完全で、欠陥があり、改ざんされ、あるいは誤解された可能性のある情報に基づいて、時間的制約のある決定を下さ

なければならない可能性があり、一つの失敗がもたらす潜在的な結末を考えると、全人類の安全保障を賭けたリスクの高い賭けであり、重大な懸念である。

61. 核抑止論者は、核報復による威嚇が、核の威圧や恐喝に訴えたり、核保有国の破綻や崩壊、過激化といった極限状態に陥ったりする可能性のある行為者を抑え込むと主張する。そのような行為者であっても、最終的には自己保身のために行動し、核紛争へのエスカレーションを避けると考えられる。自己保身は一見説得力のある議論に見えるかもしれないが、第三国や全人類を含め、甚大なリスクを伴う仮定でもある。

62. 核抑止は人間によって実行され、人間が設計した機械とプロセスに依存しており、固有の予測不可能なリスクを伴う。人間が誤りを犯しやすいように、人間の構築物にも完全なものはない。事故や計算ミス、人的および技術的ミスは最小限に抑えなければならないが、核抑止という人間の構築物から根絶することはできない。潜在的な結末の重大性を考えれば、失敗の確率が低くても、それは許容できないほど高いレベルのリスクになる。

63. 核保有国の間には否定できない違いが存在し、「責任」という概念も国によって異なる認識を持たれる可能性がある。しかし、TPNW締約国にとって、それは本質的な問題ではない。すべての核保有国の核政策は、明示的または暗示的な核の威嚇に基づいており、それが複合的かつ相互に関連した一連の地球のおよび実存的リスクを生み出し、核抑止に関与していない国家の安全を損なっている。この観点からすると、核抑止論は極めて危険な賭けであり、それを決定する権限をいかなる人間や政府にも委ねるべきではない。

64. 非核保有国の大多数は、事実上、核保有国の政治的および軍事的意思決定者やその意思決定構造の誤りのなさに信頼と安全を委ねよう求められている。しかし、地球全体の運命や現在および将来の世代の存続がかかっている以上、これはあまりにも大きな信頼を要求するものと言える。

B. 核抑止の「利益」と世界的な壊滅的な結末のリスクを天秤にかける

65. 核抑止がもたらすとされる安全保障上の「利益」と、それが人類全体に対してもたらす実存的脅威を天秤にかけることは、極めて困難な作業である。この枠組み全体は、不確実性や仮定、そして相互の威嚇による不安定な均衡の上に成り立っている。もし何かが誤れば世界的な実存的リスクを招く可能性があるにもかかわらず、核の威嚇がもたらすとされる脆弱な安定性は、それに見合う価値があるのだろうか。核兵器が存在しなければ、大国間の紛争リスクが高まるのだろうか。仮にそうだとすると、それは核戦争による人類滅亡のリスクを受け入れるだけの理由になるのか。このようなリスクを取る決定は誰が下すのか、その基準や正当性は何に基づくのか。あるいは、TPNWが主張するように、核兵器の存続がもたらす実存的脅威を直ちに除去することこそが、慎重さをもった選択ではないのか。核の脅威が低減され排除された世界の方が、いずれにせよより安全であるのではないか。

66. これらの問いやそれに対応する強い信念には、簡単な答えはない。核抑止が過去に機能したのか、また将来も機能するのか、あるいは核兵器がこれまで紛争を防いできたのか、今後も防ぐのかについて、確証はない。仮に特定の危機において核抑止が「成功」したように見えたとしても、それが次の、異なる状況下でも機能するという保証にはならない。行動の予測はますます不確実になり、「何が抑止するのか、なぜ抑止が成立するのか」という理解も曖昧になっている。そのため、高い緊張状態にある核保有国同士の間で、現在そもそも核抑止が成り立っているのかすらも不確かである。もしそうであれば、核抑止が「失敗する」可能性があるというよりも、そもそも核抑止という効果自体が存在していなかった、ということになるのではないか。

67. 適切な問いは、「核兵器が抑止できるか」ではなく、「核兵器が常に抑止できるという確実性があるか」である。この問いに対する答えはおそらくノーであろう。この議論が仮説のま

までである限り（そうなることを願うしかないが）、この不確実性は継続し、認識されるべきである。TPNW締約国の観点からすると、核抑止に内在する前述の不確実性、想定、曖昧さ、リスクは非常に懸念すべきものである。核抑止が失敗する可能性があることは議論の余地がない。核の威嚇が実行された場合、それが壊滅的で、地球規模で、人類の存在にも影響を及ぼす結末をもたらす可能性があることを、決定的な科学的証拠が示している。

68. そのため、核兵器は紛争を抑止し防止するためだけに存在するという主張には説得力がない。核抑止にあるとされる効果は、核兵器を使用する準備ができているかどうかにかかっている。核保有国は日々、核兵器を実際に使用し、他の主体に対して核兵器を使用し、必要であれば壊滅的で地球的な結末をもたらす用意があることを表明している。これは抑止の不幸な副産物ではなく、その基盤である。

69. 核の暴力による威嚇は、単に核保有国の住民だけでなく、核抑止に頼らない国の安全保障にも大きなリスクをもたらす。核保有国の住民もまた、これまで理解されていたよりもはるかに深刻な形で、さまざまな巻き添えを食うことになるだろう。核抑止は安全保障にとって持続可能なアプローチではない。核抑止は、相互消滅の脅威と地球的な壊滅的結末に基づく極度のリスクと恐怖の倫理を生み出すことで成り立っている。

70. 核抑止の安全保障パラダイムは、核抑止に関与していない国の犠牲の上に成り立っている。このことは、核兵器の現状に関する重要な法的および倫理的問題を提起するだけでなく、正当性や国際的および世代間正義の問題をも引き起こす。核兵器が一部の国にもたらす「安全保障上の利益」は、全人類に内在するリスクと比較検討されなければならない。TPNW締約国の立場からすれば、核兵器が国際安全保障にどのように関わるかについての議論に、彼らの正当な安全保障上の懸念が含まれ、尊重されなければならない。

71. これまで核兵器は、しばしば反植民地主義、反帝国主義、反人種主義のレンズを通して見られてきた。こうした観点からすれば、核の不平等はより広範な世界的不正の一部であり、「安全保障」は、しばしば既存の力の不均衡を支える安定性の維持だけでなく、公正さや正義と結びついている。世界の核秩序は、核暴力のリスクと被害を不平等に分配しているため、不公正であると広く見られている。TPNW支持国にとって、条約は正義に根ざした安全保障の枠組みであり、安全保障、正義、開発を結びつけるより広範な国際的見解と一致する。

72. 核抑止を実践する国家は、人類全体に対するこの存亡のリスクを抱えることについて、国際社会から正当性を与えられたわけでも、同意を得たわけでもない。さらに、核兵器政策や手続きは（国家の）機密事項として包み隠されており、TPNW締約国やその他の非核保有国は、自らが生きていく上で抱え込まざるを得ない危険性について、ほとんど具体的な情報を得ることができない。また、核兵器の爆発がもたらす潜在的な影響については、その影響が全世界に及ぶにもかかわらず、法的またはその他の面での説明責任が一切ない。

73. 例えば、核保有国が核兵器を使用し、攻撃対象を選定する際に、国際人道法の規則や原則にどのように適合させるのかについての透明性はほとんどない。核兵器の爆発が国境を越え、地球規模で影響を及ぼす可能性があることを考えれば、その評価は紛争当事国でない国にとっても極めて重要である。さらに、放射線や環境破壊、その他の後遺症など、核爆発の影響に対処し、第三国に補償するための救済措置があるとすれば、それはどのようなものなのか。TPNW締約国の観点からは、これらの問題は、暗黙の、あるいは明示的な核兵器使用の威嚇の安全保障上の意味を量る際に考慮される必要がある。

74. 核の威嚇に依存する国家は、自国と国際の安全保障のための「究極の安全保障」として核兵器の「必要性」を強調する。しかし、核兵器が自国の安全保障に不可欠な「保証」であると主張することは、事実上、核抑止の概念と核兵器の望ましさを拡散し、助長することになる。核抑止と拡大核抑止を、特定の国を守る正当な手段として支持しながら、他の国への核拡散に反対することはできない。このような二重基準は、核兵器の拡散を防止し、核兵器のない世界を実現するという目標に沿った政策を追求するというNPTの目的と責任に反するものである。過

去の核保有国による核拡散の事例は、国際的な核軍縮と不拡散体制を害するこの二重基準を実証してきた。

75. TPNW締約国の観点から見ると、核抑止はあくまで理論であり、その効果や有効性は多くのリスクと不確実性を伴っている。それに対して、核の威嚇が実行された場合や事故が起こった場合の核爆発のリスクと結末については、詳細で信頼性の高い科学的かつ実証的データが存在する。核兵器に関する政策決定は、核抑止という不確かな信仰ではなく、結末とリスクに関する入手可能な科学的根拠を第一に考慮すべきである。さらに、政策決定は、実存的リスクの防止がすべての国家にとっての公共の利益であるという事実にも対応すべきである。

76. 核兵器を否定することは、理想主義的な願望ではなく、現実の危険に対する合理的で現実主義的な対応である。核抑止がいつまでも続く信じするには、憶測的で独断的、そしておそらく理想主義的な思考が必要である。現実には、人間は間違いを犯すものであり、技術や感情、常にコントロールできるわけではない。人間が常に理性的に行動するという仮定、つまり技術は決して失敗しないし、誤算は必ず避けられるというのは危険な幻想である。

77. TPNW締約国は、今日の地球的な安全保障上の課題を認識しており、核軍縮を地球的な安全保障環境と切り離して考えるべきだと主張したことはない。しかし、核軍縮を進展させる前提として、核抑止が必要でなくなる将来の安全保障環境を待たなければならないという議論は軽率である。国家間の安全保障の不均衡は常に存在する。このような議論は、核の現状を変えないための永続的な言い訳を提供するだけである。そのような理想的な状況が存在する可能性は低い。

78. 軍縮、軍備管理、核不拡散の努力は、最終的な核兵器廃絶を含め、進行中の安全保障上の課題や地政学的な競争の中で、必然的に進められなければならない。TPNW締約国の安全保障の観点からは、厳しい国際安全保障環境、核リスクの高まり、核兵器への依存の継続と高まりが、核兵器による大量破壊の威嚇からのパラダイムシフトを、むしろより緊急なものにしている。しかし、核兵器が安全保障の提供と同一視される限り、核保有国が核抑止のパラダイムから脱却するための変革的なステップを踏むことは難しい。この矛盾は、核軍縮を、未確定の未来に縛られた、果てしなく先延ばしにされる目標に変えてしまう。

79. TPNW締約国は、自国民を含め、壊滅的な世界的結末をもたらす脅威と準備態勢に基づく安全保障アプローチは、安全と安心の幻想に過ぎず、自国の安全保障を低下させ、世界の安全保障を弱体化させると結論づけた。

80. この結論は、核兵器の威嚇に基づく安全保障パラダイムのリスク、不確実性、起こりうる結果と、核兵器の爆発や核抑止の失敗がもたらす結末やリスクに関する既存の科学的証拠とを比較検討した結果、導き出されたものである。それは、核兵器の爆発がもたらす人道上の結末は重大であり、場合によっては人類存亡に関わるものであると結論づけている。さらに、故意、不注意、偶発的な使用のリスクは相当なものであり、決して無視できるものではないと結論づけている。その結果、核兵器はすべての人の安全を脅かすものであり、このパラダイムからの脱却が急務であると結論づけた。

V. 勧告

A. 情報戦略

81. TPNW支持者の声は、多数派を占め、十分な科学的根拠があるにもかかわらず、国際的な場では十分に聞かれない傾向がある。核の威嚇から脱却する緊急性を考慮し、非公式なプロセスでは、より強力なメッセージングのためのいくつかの提言がなされた。

(a) **メッセージを明確化し強化する**：TPNW支持国は、核兵器がもたらす人道上および環境上の結末について、国民にとってのリスクや、それに対処する国家としての主権的責任も含め、公的な声明でより具体的に述べるができる。核抑止の概念を「事実」ではなく「理論」であるとし、核保有国を「責任ある国」とすることに異議を唱え、非核の安全保障上の利益を主張することができる。TPNW諸国は、核国際社会から正当化もされていないことを指摘し、「存立危機事態」、「極端な自衛」、「安全保障の喪失」といった、問題が多く、不明確な概念に対する共通の理解やメッセージを開発することができる。

(b) **成功事例を周知する**：TPNWの支援者は、大多数の国々が核兵器と核抑止を拒絶していること、そしてこれが国際安全保障に関する広く共有された肯定的な言説であることを強調することが可能である。南アフリカやカザフスタンなどの前向きな事例を強調し、それらの国々の決断が地域の安定と安全保障の強化にどのように貢献したかを示すことができる。

(c) **啓発と市民への関与を拡大する**：通常はこうした視点が取り上げられることのないフォーラムも含め、あらゆる関連フォーラムを活用し、より高度な政治的関与を通じて、TPNWの視点と認知度を高める。TPNWのステークホルダーは、メディア活動（ソーシャルメディアを含む）を実施し、クリエイティブ産業とのパートナーシップを模索するとともに、TPNW諸国の安全保障の視点に対する認知度と理解を広めるための教育イニシアティブに重点的に取り組む。

B. 関与するための組織と場

82. TPNWの支持国は、様々な国際機関や地域機関の多数派として、核兵器に関連する人道上の結末やリスク、その結果として生じる安全保障上の懸念について、もっと関与することができる。そうすることで、核兵器に対する国際的な関心が高まり、認識が高まり、未開拓の専門知識やデータが解放される。また、核兵器のリスクと結末に関する事実を提起することで、核兵器の有用性に関する技術重視、国家安全保障重視の議論に対抗することができる。多くの提言がなされ、このような活動をさらに発展させることが可能である。

(a) **専門機関を活用する**：TPNWを支持する国は、IAEA、CTBTO、UNSCEARなどの関連機関に、核兵器の使用、実験、汚染、関連する核リスクおよびリスク緩和に関する技術的専門知識を提供するように要請することができる。また、これらの要素に関する具体的な情報提供の要請に加え、過去の核実験の人道上の影響や環境への影響に関する情報提供の要請も行うことができる。

(b) **国連安全保障理事会／総会の行動を提唱する**：国連安全保障理事会の議長国を務めるTPNW諸国は、リスクや人道上および環境上の結末に関する安全保障上の懸念について、公開討論を行うことができる。また、核の威嚇、強制、恐喝を国連憲章と国際人道法の違反として、国連安全保障理事会、あるいは不作為の場合には総会に直ちに提訴し、「核のタブー」を強化し、そのような違反に対するハードルを上げるための共同アプローチを推進することも検討できる。

(c) **多国間および地域フォーラムに参加する**：TPNW支持国は、核兵器やその脅威がもたらす人道上および環境上の結末とリスクに関する権限を持つ国連機関と連携することで、核軍縮の推進をさらに強化できる。具体的には、人権、健康、環境の分野に関わる国際および地域機関や、国連軍縮研究所（UNIDIR）および地域軍縮センターなどの国連関連機関を活用し、核軍縮のより広範な影響に取り組む専門知識を結集し、研究成果を共有することが重要である。

C. 核兵器依存国への関与

83. TPNW締約国やその他の非核兵器国は、核兵器の攻撃対象や戦争計画、配備、手続きに関する具体的な情報をほとんど持っていない。これらの分野において透明性を確保することは、自国民をこのような結果から守る主権的責任を果たすために不可欠である。TPNW諸国は、核保

有国や核兵器保有国から詳細な情報を体系的に、そして公に要求するために、利用可能なあらゆる手段や場を利用することができる。核軍縮と並ぶ緊急の緊急措置として、TPNW諸国はまた、リスク削減に関する議論への共同アプローチを発展させることで、その声を増幅させることができる。どちらの提案も、次の会期中に発展させ、調整することができる。

(a) **透明性に関する共同情報要請を展開する**：NPT、軍縮会議、軍縮委員会、CTBT、国連総会などの多国間会合において、共同声明、作業文書、決議、あるいはIHLの公式チャンネルを通じて、核兵器に依存する国々を関与させるための質問を提起することができる。また、地域的枠組みや核保有国との二国間接触、ハイレベルの接触、議員との接触、さらには広く一般市民やメディアとの接触も利用できる。TPNW支持国が様々な形式や場で提起することを検討しうる、一般的かつ具体的な質問の一式は、附属書IIIに含まれている。

(b) **リスク低減に関する議論への共同アプローチを開発する**：TPNWを支持する諸国は、戦略的リスクの低減に限定せず、核抑止の実践に内在するリスクに対処し、あらゆる使用や事故のリスクを低減するための具体的な核リスク低減措置を含める形で、リスク低減の議論の枠組みを定めることに焦点を当てることができる。また、追加的な核オプションが自国およびすべての国の安全保障にプラスの効果をもたらすという考え方に異議を唱えることもできる。

D. 追加研究に値する分野についての勧告

84. 核兵器がもたらす人道上および環境上の結末や関連するリスクに関する証拠は、明確であり、核保有国の主要な科学機関によってさえ確認されている。しかし、複雑で連鎖的かつ長期的な影響はおろか、物理的な影響でさえも決定的なギャップが残っている。核兵器の使用が、相互に結びついた協力と関係の国際システムをどのように混乱させるかを評価するためには、横断的でシステムレベルの分析が必要である。このようなギャップを埋めることで、核兵器が国際法、特に国際人道法に適合しているかどうかという点でも、核兵器に反対する立場をさらに強化することができる。

(a) **(さらなる) 研究を奨励し、資金を配分する**：附属書IVの分野と質問の詳細なリストを参照のこと。

[1] 訳者注：本報告書の翻訳は、河合公明・長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）副センター長・教授による。

[2] 本文書の本書の附属文書を含む補足情報は、以下から入手できる。

<https://meetings.unoda.org/meeting/73413/documents>.

[3] バーチャル協議に招待された専門家は、ベアトリス・フィーン、マリアンヌ・ハンソン、パトリシア・ヤウォレック、クリストファー・キング、アストリッド・カウズ、ハンス・クリステンセン、モリッツ・キュット、リチャード・レナーン、パトリシア・ルイス、マグナス・ロヴォルド、ジア・ミアン、ガウカー・ムカハザノワ、ベノワ・ペロピダス、エマ・パイク、ニック・リッチー、アリシア・サンダース＝ザクレ。招待された専門家の中には、名前を伏せることを希望した者もいた。その他にも何人かの専門家に相談し、貴重な意見を非公式に提供した。

第1号 核抑止と国際法の関係が焦点に (2025年3月3日)

Published by recnaunblog on 2025年3月4日



第3回締約国会合の議長を務めるカザフスタンのラクメトゥリン大使（2025年3月3日、RECNA撮影）

核兵器禁止条約（TPNW）第3回締約国会合（3MSP）が3日、ニューヨークの国連本部で開幕した。議長を務めるのは、カザフスタンのアカン・ラクメトゥリン大使である。長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）からは、鈴木達治郎教授、中村桂子准教授と筆者が、議場で会合を傍聴した。

午前のセッション

信託統治理事会会議場で午前10時過ぎから始まった午前のセッションでは、まず、会合役員の選出や議題の決定等、手続事項の審議が進められた。続くハイレベルセッションでは、中満泉国連事務次長（軍縮担当上級代表）、赤十字国際委員会（ICRC）のエリゼ・モスキーニ常任オブザーバー兼ニューヨーク代表部代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICRC）のメリッサ・パーク事務局長に続いて、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の濱住治郎事務局次長、核被害者コミュニティを代表してキリバスのタラエム・タウカロさんが登壇した。

午後のセッション

午後3時のセッションからは、「核紛争が人類にもたらすリスクとその壊滅的な人道上的結末」をテーマとする討論に移り、「核戦争を防ぐための取り組みの結集—国際法と高まりつつある世界的な合意」に関するパネルディスカッションが行われた。パネルディスカッションには、国際法の専門家と核軍縮・不拡散の専門家が登壇し、議場の参加者を交えて活発な議論が行われた。

会合初日の議論に関する考察

本日の二つのセッションを踏まえ、筆者が着目したのは以下の三点である。

再検討会議を見据え重要となる政治宣言

第一に、今回のTPNW締約国会合には特別な重要性がある。中満事務次長は、今回の締約国会合が持つ「特別の責務」に言及した。明年は、初のTPNW再検討会議が開催されることになっている。その再検討会議について、中満事務次長は「TPNWの今後の戦略的方向性を決定する重要な機会」になると指摘した。その重要な機会に向けて、どのようなメッセージを発するかに今回の会合の焦点がある。実際、午前中のセッションは、予定されていた180分が90分で切り上げられ、残りの時間が政治宣言に関する非公式協議に充てられた。そこから、その採択に向けた真剣な議論の様子が伺える。会合最終日に、どのような政治宣言が採択されるかが注目される。

核兵器廃絶による安全保障の再構築

第二に、今回の締約国会合は、核兵器の廃絶が核抑止に依存しない安全保障政策として位置づけられることを確認した。ICANのメリッサ・パーク事務局長は、核抑止はdistraction（回避）とabstraction（抽象）から成り立っていると指摘した。この指摘は、核抑止の問題点を的確に示している。核抑止は、核兵器の使用による甚大な破壊の脅しで、敵対国が攻撃をためらうと想定する。しかし、核兵器が絶対に使用されない保証はない。しかも、使用された後の被害や影響については具体的に語られることはない。核兵器による壊滅的な結末という現実を「回避」した「抽象的」な議論で、核依存国のための安全保障が語られる。しかし、そのような政策により、核兵器に依存しない諸国の安全保障が脅かされることになる。核兵器禁止条約はその問題を正面から捉え、核兵器を前提としない安全保障を目指している。

核抑止と国際法の関係に焦点を当てた議論

第三に、核兵器の廃絶に向けた議論において、国際法が重要な役割を果たすことが強調された。この点を端的に示すのが、午後のセッションで行われた、核戦争の防止における国際法の役割を議論するパネルディスカッションであった。注目すべきなのは、それが国際法に照らして核抑止が適法かどうかについて議論する内容だったという点である。一般に、核兵器の合法性は、核兵器の使用と国際人道法との関係で議論される。しかし、本日のパネルは、核兵器の使用ではなく、その「使用の威嚇」の適法性について議論する必要性を指摘するものであった。

この指摘の意味するところは何か。国連憲章第2条4項は、「武力による威嚇」を禁止している。それでは、核抑止は禁止される武力による威嚇に該当するのか。本日のパネルの議論の要点は、この問題に取り組むことの必要性を指摘する点にあった。もし該当するのであれば、核抑止政策そのものが国際法で許されないことになる。そうなれば、米国の「核の傘」を前提とする日本の政策はどうなるのか。国際人道法に従った核兵器の使用が実際に可能であるかという問題と同様に、核抑止の適法性の議論が今後の重要な論点となる。

(文責：河合公明)

第2号 広がる市民社会の関与（2025年3月4日）

Published by recnaunblog on 2025年3月5日



サイドイベントで対話する広島被爆者の濱住治郎さん（右端）と若者たち（2025年3月4日、平和首長会議提供）

核兵器禁止条約（TPNW）の成立にあたっては、同志国や国際機関と緊密に連携しながら、NGOをはじめとする市民社会が極めて重要な役割を果たしてきたことは広く知られている。条約の前文にも明記されているように、広島・長崎の被爆者や核実験被害者をはじめ、国会議員、自

治体首長、宗教指導者、学者・専門家など、多様な市民社会のアクターが、核兵器の非人道性を広く認識させ、核抑止論の欺瞞を明らかにし、廃絶への道筋を示す上で不可欠な存在として貢献してきた。

過去2回の締約国会議および会議間のインフォーマルな議論に続き、第3回会議においても、市民社会の存在感は遺憾なく発揮されている。特に、各国政府や国連との調整役を担い、市民社会への信頼を高めてきたICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）の貢献は大きい。

市民社会の関与という観点で、TPNWとよく比較されるのが核不拡散条約（NPT）の会議運営である。NPTの合意文書においても市民社会の役割の重要性は言及されており、再検討会議や準備会合では、市民社会が意見を表明するための1セッション（3時間）が設けられてきた。しかし、政府との対話を深める場としては十分とは言えず、会議期間中には傍聴が認められないクローズドな会合が多いことに対する不満も、市民社会から繰り返し指摘されてきた。

これに対し、TPNWのプロセスは、まさに各国政府と市民社会が一体となり、条約を「共に育てる」という確固たる意思を体現したものである。このプロセスのロードマップである、第1回締約国会議で採択された行動計画では、市民社会の関与が極めて重要な要素として位置づけられている。これに基づき、会議間で議論を進めてきたテーマ別グループや、本ブログ第0号で紹介した「科学諮問グループ（SAG）」など、締約国と市民社会の専門家が協働して進めてきた取り組みは、まさにその象徴的な例である。

会議が始まってからも、市民社会の発言の機会は十分に確保されている。ブログ第1号で紹介したように、初日のハイレベルセッションでは、NGO、被爆者、核被害者コミュニティの代表が登場し、2日目にかけて行われた市民社会の専門家による2つのパネルディスカッションでは、各国政府やNGOの代表がフロアから積極的に質問を投げかけ、活発な議論が展開された。今後のプログラムにおいても、市民社会の発言を交えながら議論が進められていく予定である。

さらに、TPNWプロセスの特徴として、NPTプロセスでは認められていない市民社会による作業文書の提出が可能である点も特筆すべきである。これにより、NGOの見解や主張が国連の公式文書として記録に残されることが可能となり、政策形成における市民社会の影響力をより確かなものとしている。

最後に、この締約国会議が持つ広義の教育的効果にも注目したい。参加団体数などの詳細は未だ不明だが、本会議には多くの若者団体が参加し、積極的に活動を展開している。「ユース」を冠したサイドイベントも数多く開催され、各地で活動する若者同士が交流し、ネットワークを広げる機会を提供している。さらに、政府関係者や市民社会の専門家らと意見を交わす場も多く設けられており、若手の活動家や研究者にとって、新たな知見を得たり、経験を蓄積したりする貴重な機会となっている。

加えて、締約国会議は、政府関係者や市民社会を問わず、若い世代が（もちろんそれに限らないが）、広島・長崎の被爆者や核実験被害者の生の声を聞き、対話を通じてその経験を受け継ぎ、自らの力としていく場としても貴重である。2日目に行われた平和首長会議・ICAN主催のイベントでは、被爆者と若者が「世代間対話」をテーマに議論を交わした。その中で発言した米国の若者は、被爆者との出会いが自身の活動の原動力となったことを熱く語る一方で、そのような機会が核保有国の若者にはきわめて少ないことを嘆いていた。

よってこうした締約国会議の議論や市民社会の活動を、いかに「外に広げていく」かが重要な課題と言えるだろう。その意味で、日本の若者が中心となり、会議の様子を連日オンラインで発信する活動を展開していることにも注目したい。

第3号 新たな段階に入ったTPNWの普遍化—科学的根拠に基づくアプローチの可能性（2025年3月5日）

Published by recnaunblog on 2025年3月6日



一般討論で発言するオーストリアのクメント大使（2025年3月4日、会場のスクリーン映像をRECNAが撮影）

一般討論の底流にある核リスクと核使用への懸念

5日の午後に一般討論が終了した。本稿では、筆者が着目した一般討論の発言を追いながら、今回の会合がどのようなメッセージを打ち出そうとしているかについて考察したい。

第1号で報告したように、3日午後から4日午前のセッションで行われたテーマ討論においては、「核戦争が人類にもたらすリスクとその壊滅的な人道上の結末」が議題に設定された。3日午後には、国際法と核抑止核抑止政策の関係を考えるパネルディスカッションが、4日午前には、「核戦争の真のコスト」について考えるパネルディスカッションが行われた。

4日午後の一般討論で、アイルランドは、今回の会合が核戦争のリスクとその壊滅的な人道上の結末に焦点を当てていることを歓迎した。核紛争のリスクが高まり、核拡散の脅威が拡大する中、その結末を正確に把握することが不可欠であると指摘した。アイルランドは、国連総会決議で設立が決まった、独立科学委員会による核戦争の影響に関する研究の重要性を指摘し、この成果を広く普及する必要があるとも述べている。

政策の科学的根拠を問う「TPNW2.0」：新たなアプローチ

テーマ討論の議題は、「核戦争のリスク」と「核戦争の人道上の結末」という二つの要素からなる。前者は、欧州から北東アジアに至るまで、これまでにないほど通域的に懸念されている核兵器の使用のリスクに関わり、後者は、そのリスクが現実のものに転じればいかなる事態が生じるかに関わっている。この二つの問題にどう対処するのか。それを考える上で重要な役割を果たすのが、科学的知見である。安全保障政策は、こうした科学的知見に基づいて議論するべきであるというのが、今回の締約国会合が強く打ち出しているメッセージである。

では、このメッセージが意味するところは何か。それを読み解く手がかりとして、政策立案の分野で用いられる「証拠に基づく政策立案（EBPM）」という考え方がある。EBPMは、政策の企画や決定、実行、効果検証を、統計データなどの合理的な根拠に基づいて行うことをいう。TPNW諸国は、こうした考え方に見られるようなアプローチで、核抑止に基づく安全保障政策と議論をすることを試みようとしているように考えられる。

TPNWは、2017年の国連交渉会議で、核兵器の非人道性を根拠に採択された。被爆者や核被害者が証言し続けてきた非人道性が、条約採択の基礎であった。このプロセスでは、国際政治や軍事の文脈で語られてきた核兵器の問題に、人間の視点を導入すること、さらに言えば、核兵器の影響を受ける人々の視点を導入するところに焦点があった。今回の会合の議論を見ていると、安全保障政策が科学的根拠によって基礎付けられているか否かという問題が強調されている。政策の科学的根拠に焦点を当てるこのアプローチは、TPNWの履行を次の段階へと進める試みとも言える。科学的知見に裏付けられた核兵器の非人道性を訴えるだけでなく、核抑止政策の不確実性と対置することで、どちらの政策が信頼に足るかを問う。TPNW諸国は、「TPNW2.0」により、科学的根拠に基づき安全保障政策の議論をする段階へと進もうとしている。核兵器に依存する安全保障政策から核兵器に依存しない安全保障政策に転ずるために、TPNW諸国は、この新たなアプローチで核依存国に建設的な議論を求めていくことが考えられる。

核抑止の不確実性と「幻想の安全保障」

第1号で指摘したように、核抑止政策は、核の脅しにより敵対国が攻撃をためらうと想定することと成り立っているが、それは確実に保証されているものではない。他方で、核抑止が破綻した場合の被害が壊滅的であることには科学的な証拠がある。TPNWを推進する諸国から見れば、不確実な核抑止を安全保障の手段とする主張は、科学的根拠の欠如した核依存国の願望に過ぎない。4日午後の一般討論で、オーストリアは、核抑止は人類全体にとって容認できない実存的リスクを生み出すことで成り立つ、「幻想の安全保障（an illusion of security）」を提供しているに過ぎないと述べている。

オーストリアは、核兵器禁止条約が体现するのは、「核兵器が解決策にはならず、決してなり得ないという確固たる信念」であると述べている。なぜ、自明のように核兵器と安全保障を結び

つけることができるのか。両者を無批判に結びつけることは妥当なのか。核兵器への依存が高まれば、より多くの国が核兵器を保有し、軍拡競争が激化し、国際関係の脆弱性が増し、核兵器の使用や誤算、事故のリスクが高まることは明らかである。

こう考える時、核兵器を使用させないための最も現実的な方法は、核抑止を強化することではなく、核兵器の禁止と廃絶である。それこそが、国家の安全保障にとって最も合理的な選択肢になる。そして、その科学的根拠となる核兵器の非人道性を国際社会でさらに広めていくことが、国家の安全保障にとってさらに重要な意味をもつ。

「TPNW2.0」アプローチにおける課題

このような考え方が、TPNWの普遍化のための戦略に組み込まれることになるか。明年に予定される初の再検討会議を見据えて、今回の締約国会合の政治宣言の内容が注目される。

「TPNW2.0」ともいべき新たなアプローチでTPNWの普遍化に取り組むのであれば、このアプローチに対するTPNW諸国や市民社会の十分な理解が成功のカギを握る。なお、再検討会議の議長に関しては、4日午後の一般討論で南アフリカがその任に当たりたいとの意思を表明した。

(文責：河合公明)

第4号 科学諮問グループ（SAG）の新たな試み（2025年3月5日）

Published by recnaunblog on 2025年3月6日



SAG主催のサイドイベントの様子（2025年3月5日、RECNA撮影）

会議も3日目に入り、焦点が明らかになりつつある。今回注目される一つの動きが、科学諮問グループ（SAG）の報告とそのメンバーの動きであった。すでに、第3号で報告されているように、「科学的根拠に基づく政策」が度々発言の中で強調され、それを支えるのがSAGである。会議の中で、SAGの動きに注目してみると、これまでの科学者グループの枠を超えた活動が印象に残った。その概要を紹介する。

パネル討論での発言

まず、2日目の午前中に行われた「核戦争の真のリスク」パネル討論で、SAGのメンバーが他の専門家とともに登壇した。その一人、英ヨーク大学のニック・リッチー教授は、私たちが想定していた「核戦争のリスク評価」という科学的な論文の要旨の発表であった。これに対し、核政策に関する政府高官のインタビュー取材に基づく最新の著書「Nuclear War」(核戦争)の著者アニー・ジェイコブソンが、「限定核戦争などというものは存在しない」という強烈的な発表を行った。この次にSAGの共同議長である、プリンストン大学のジア・ミアン博士の発言は、核兵器をもたらした科学者の責任に言及し、最後にラッセル・アインシュタイン宣言の有名な一節「あなたが人間であること、それだけを心に留めて、他のことは忘れてください (Remember Humanity and forget the rest)」で締めるといふ、SAG議長としてはやや予想外の発言であった。この発言に見られるように、SAG議長の関心は、科学的根拠の提供にとどまらず、各国のリーダーや市民の関心に直接響くような提言を目指しているように見えた。これがまず驚きの始まりであった。

検証措置（第4条）のサイドイベント

次に、SAGが主催した、「TPNW第4条（核軍縮プロセスと検証措置）」に関するサイドイベントである。ここではSAGが考える「核保有国が核兵器を完全に放棄したことの検証」について、プレゼンがあった。ここでもいわゆる「核軍縮の検証措置」として検討されてきた、「核兵器の解体、核物質の回収・処分、核兵器生産施設の解体」といった、技術的な側面に加え、「（核兵器保有を支援する）法制度・体制」や「核兵器の使用インフラ」が対象となっていたことにまず驚いた。事例として挙げられた、南アフリカとスウェーデンの非核化プロセス（ともに核兵器プログラムを解体した後にNPTに参加）、ロシアの核兵器大幅削減の事例において、法制度やインフラの議論（検証ができていない）を挙げた。これはこれまでの「検証措置」の枠を大きく超えて、核兵器を支えてきた社会構造そのものも変化しないと、再び核武装に向かう恐れがある、という考え方にに基づくものとの説明があった。最終的に、このようなソフト面を「検証措置」に含めるとは考えにくい、社会構造そのものの変化をTPNWは狙っているのだ、という意図を示しているようで、SAGの意気込みを感じた。

SAGメンバーとの対話イベント

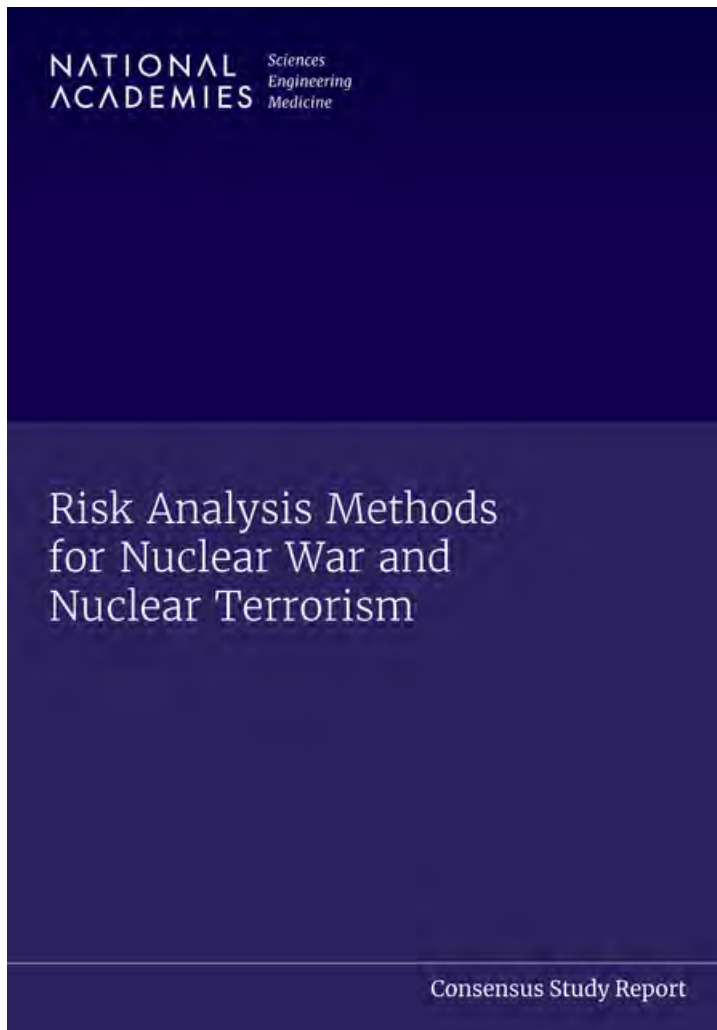
最後に、3日目の午後で開催された、SAG主催の「SAGと専門家の対話イベント」である。他のサイドイベントのように、SAGのこれまでの成果を発表して、意見交換を行うものと勝手に考えて、会議室に入ったところ、SAGのメンバーが机と椅子の位置をグループディスカッションに備えていたのである。イベントが始まると、4つのグループ（普遍化、4条（保障措置）、5/6条（被害者援助、環境修復）、安全保障）に分かれて、それぞれのテーブルにSAGメンバーが2、3人座り、集まった専門家がどのような研究テーマが望ましいか、意見を述べる、というイベントであった。1時間強の時間ではあったが、SAGメンバーと専門家の活発な意見交換が行われた。TPNW全体が、市民社会と一体となって条約を育てていこう、という姿勢が明らかであるが、SAGの進め方も、まさにその方針で進められていくことに感銘を受けた。

SAGの報告を見る限り、その内容は科学的根拠をそれぞれの分野から、客観的に淡々と述べているに過ぎないが、その活動は「市民社会と一体となって」進めていく、というこれまでにない新たな試みが印象的であった。

（文責：鈴木達治郎）

第5号 SAG報告の重点：核兵器のリスク評価（2025年3月5日）

Published by recnaunblog on 2025年3月6日



SAG報告書で引用されている米科学アカデミーの報告書

科学諮問グループ（SAG）の活動成果は、活動内容をまとめた報告書と、研究成果をまとめたワーキングペーパーの二つで見ることができる。さらに、パネル討論やサイドイベントなどでの発表を含めて、SAG報告の重点をまとめてみた。

核兵器使用リスクは主観的

報告書の方は、活動内容をまとめたもので、研究成果としては、ワーキングペーパーのほうが重要である。ワーキングペーパーの構成は、（1）核兵器の現状（弾頭数、核物質在庫量、近代化）（2）核兵器のリスク（3）核兵器使用の人的影響（4）核軍縮その他（検証措置など）、の4部構成となっている。それぞれ、最新の文献や研究成果をまとめており、研究者、NGO、政策決定者にとってわかりやすく有益なまとめ方となっている。（1）（3）（4）も最新情報が集められてはいるが、とりわけ注目されるような情報は少ない。

やはり、（2）核兵器のリスクが、最も興味深い。冒頭に、「核兵器が使用されると思われる確率」という言葉が出てくるように、核兵器が使用されるかどうかは、その脅威を政策関連者がどう考えているか、言い換えれば「主観的確率」を述べることになる。その点から、2022年秋に米国の情報関係者たちが「ロシアが核兵器を使用する確率は50%」と推測したことから、核兵器使用リスクが最も高まったとの認識が広がったことをあげている。一方で、周辺の安全保障環境の悪化により、核兵器使用のリスク認識が高まったとの分析も述べている。さらに核使用リスクは、脅威にさらされている核の傘国などのリスク認識によっても左右される。

これらを踏まえて、SAGとしては、「核兵器使用リスク」は主観的なものであり、統計やリスク評価手法で、客観的に示すことはできない、との結論を導いている。リスク評価に挑戦しても、核兵器使用のリスクは、時間とともに、周辺情勢の変化や核保有国の政策変化などにより、変化してしまうので、いわゆる工学的なリスク評価（確率×結果）を適用するのは困難である、と結論づけている。パネル討論では、「核兵器使用の確率はわからないが、ゼロではないことは確かであるが、それが0.001%かもしれないし、1%、いや10%になるかもしれない。いずれにせよ、原発の過酷事故想定確率よりも高いと思われることは衝撃的だ。」というコメントがあった。まさに、**核兵器使用リスクはそれほど不確実であるうえに「確実に起こり得る」リスクとして認識する必要があるのだ。**

核リスク：幅広い社会への影響をどう評価するか

後半には、米科学アカデミーの最新の研究成果が紹介されており、重要な点はこれまで公開されていない情報にアクセスが許されて、核兵器のリスク評価を行った点である。例えば、多くの「ニアミス」情報、核戦略立案過程での核兵器使用シナリオなどをもとに評価をおこなったとされる。興味深い結論として、「米国国防省の核兵器使用シナリオでは、直接的・物理的な影響は評価されているが、政治・軍事・経済・社会・情報・インフラ等への影響評価は含まれていない」としている。この点は、「核兵器使用のリスク」を考えるうえで、新たな視点と手法が必要であることを示唆している。

SAGはこれらの分析から、国連に対し「核戦争の影響評価」を行うパネルの設置を提言したが、昨年末の国連総会でのパネル設置決定につながったとされる。

核兵器の非人道性については、これまでも十分すぎる評価がなされてきているし、被爆者の証言なども含め、その脅威はよく知られている。でも、現在様々な新技術が核兵器システムの信頼性に影響を与える時代となり、経済社会構造も相互依存が高まっていることを考えれば、たとえ限定的な核戦争であっても、その影響は戦争地域を超えて、地球規模に広がることは想像に難くない。

SAGが求めようとしているのは、ブログ第3号でも注目した通り、いわゆる物理的・直接的な影響を評価するだけでなく、より広範な影響の評価が必要と考えているのであろう。また、それは、核依存国の安全保障政策が、それ以外の世界の国々に大きな「負の影響」を与えることを、改めて評価しようとしているのではないか、と考えられる。SAGによる「核兵器のリスク評価」の挑戦がまだ続きそうだ。

(文責：鈴木達治郎)

短信2：核抑止一積み残されてきた法的問題（2025年3月6日）

Published by recnaunblog on 2025年3月7日

第1号では、3日に行われたテーマ別討論で「核抑止」と「国際法」に関する議論が行われたことを紹介し、今後「核抑止の適法性」が重要な論点となると述べた。論点とは具体的にどのようなものかとの質問が寄せられたため、国際法において核抑止がどのように捉えられるかを捕足的に説明する。

<問題の背景>

1996年に国際司法裁判所（ICJ）は、「国際法に照らして核兵器は合法か違法か」という問題を検討し、法的見解を示した。この検討でICJは、核抑止政策そのものについては法的な評価をしなかった。ところがICJは、核兵器の「使用」と同様に核兵器の「使用の威嚇」も、武力紛争に適用される国際法、特に国際人道法に「一般的に違反する」と述べた。そのため、核抑止政策と国際法はどのような関係にあるのが問題となるのである。しかし、この問題についての議論は十分に行われてこなかった。

<核抑止とは何か>

核抑止とは、核兵器の使用を示唆することで、相手が自国に不利な行動を取るのを思いとどまらせることである。つまり核抑止とは、「核兵器を使用する可能性がある」との意図を示すことを通じた威嚇である。

<威嚇とは何か>

それでは、威嚇とは何か。威嚇とは、相手に不安や恐怖を与え、その行動に影響を与える行為であり、強制の一形態とされる。国連憲章は「武力による威嚇」を禁止しているが（第2条4項）、どのような行為がそれに当たるかを明示していない。ただし、一般的には、相手に対して武力の行使を示唆することで、その行動を制限しようとする行為と考えられている。つまり、武力を背景に自らの意図を強制する行為である。

＜核抑止は武力による威嚇にあたるか＞

もし核抑止が「武力による威嚇」に該当することになれば、国連憲章第2条4項に反して違法となる。そうすると、米国の「核の傘」を前提とする日本の安全保障政策も、国際法上の問題を抱えることになる。しかし、問題はそれほど単純ではない。必ずしも特定の国家や状況を対象としない核抑止も考えられるからである。このような場合、核抑止は「強制」ではなく、単なる「警告」に過ぎないという主張も考えられる。その結果、こうした核抑止は国際法に違反しないと解釈されることになる。ICJが核抑止政策に対する法的判断を示さなかった背景には、このような考え方が影響しているものと考えられる。

＜現実の核抑止政策はどうか＞

確かに理論上、特定の相手や状況を限定しない核抑止は考えうる。しかしながら、実際の核抑止政策はこのような理念型に当てはまるだろうか。歴史を振り返れば、核抑止政策は冷戦期のアメリカとソ連の対立の中で形成されてきた。その際、核抑止の相手―仮想敵―は明確に特定されていた。冷戦後も、核保有国の核抑止政策の基本的な特徴は変わっていない。そうであるならば、果たして現実の核抑止政策は威嚇の相手や状況を特定しない単なる警告と言えるか、という疑問が生じる。この点を検討することには、十分な意義がある。

以上のことから、国際人道法に適合した核兵器の使用が現実可能かどうかという問題と同様に、核抑止政策の適法性もまた国際法上の重要な論点となるのである。

（文責：河合公明）

第6号 被害者援助・環境修復の議論が意味するもの（2025年3月6日）

Published by recnaunblog on 2025年3月7日



会議が行われている国連内では、核兵器や核実験を題材にした様々な展示を見ることができる。写真は、第五福竜丸の被災をテーマにした山内若菜氏によるアート作品（2025年3月6日、RECNA撮影）

被害者の視点に立った非公式作業部会

会議は終盤に差し掛かり、会期間に協議を重ねてきた非公式作業部会の報告書を基に、条約の運用に関する議論が本格化している。4日目には、今会議の最重要議題の一つである「被害者援

助・環境修復および国際協力・援助」（第6条・7条）に関する議論が行われた。

報告書を共同で取りまとめたのは、いずれも核実験の影響を受けたカザフスタンとキリバスである。今会議の議長国であるカザフスタンには、ソ連時代に450回を超える核実験が行われた旧セミパラチンスク核実験場が存在する。一方、現在のキリバス領では、英植民地時代の1957年～1962年にかけて、英国および米国による計33回の核実験が実施された。

この二国を共同議長とする非公式作業部会は、2022年の第1回締約国会議で採択された「行動計画」に基づき、3つの主要テーマ（①国際信託基金の実現可能性の検討とガイドラインの作成（行動29）、②被害国が影響の初期評価を提供するための自主的報告書式の作成（行動27・30）、③被害者援助・環境修復の実施に向けた国家計画の策定（行動31））について協議を重ねてきた。これらの議論には、被害者の視点とニーズを適切に反映させるため、締約国政府や専門家に加え、太平洋地域および中央アジアの被害者コミュニティの代表者も参加し、意見を交わした。

国際信託基金設立をめぐる議論

特に注目されるのは、被害者援助・環境修復を資金面で支える国際信託基金の設立である。第2回締約国会議では、今会議での基金設置の検討を正式に決定しており、作業部会の報告書もこのテーマを中心に構成されている。また、市民社会から提出された多くの作業文書にも基金設立に関する提言が含まれており、その関心の高さがうかがえる。

しかし、作業部会の報告書自体も指摘するように、信託基金の基本的な枠組みについては依然として多くの意見の相違が残されている。例えば、①誰が信託基金への拠出資格を持つべきか（締約国以外の国家、国際機関、NGO、民間企業や財団などを含むのか）、②誰に助成の申請資格を認めるべきか、③誰が、どのようなプロセスで資金配分を決定するのか、といった重要な論点については、今後の議論に委ねられている。

作業部会は、6つの基本原則（①需要主導（ニーズに基づいた支援をすること）、②任意性（拠出および支援の自主性を重んじること）、③参加とパートナーシップ（多様な主体の関与を確保すること）、④説明責任と透明性、⑤誠実さ、⑥持続可能性）を掲げ、信託基金の設計および議論のプロセス自体がTPNWの協力的かつ包摂的な理念に則ったものであることを確保しようとしている。

このような姿勢は高く評価されるべきであるが、同時に課題が山積していることも事実である。すでに科学諮問グループがこのプロセスに関与しているものの、被害に関する調査研究は未だ不十分であり、さらなる「科学的根拠に基づく」議論の深化が求められている。一方で、科学的・客観的な知見だけでは測りきれない被害の側面に対し、どのように向き合い、折り合いをつけていくのかも重要な課題となるだろう。

一方、4日目午前の議論において、共同議長国のキリバスは、次に予定されている再検討会議において信託基金を正式に設置する意向を明言した。再検討会議までの間に行われる非公式作業部会で、どこまで具体的な議論を深められるのか、その動向に引き続き注目していきたい。

被害者援助・環境修復もパラダイム・シフトの一環

被害者援助や環境修復、特に国際信託基金の設立をめぐる問題は、上述のように技術的な側面に焦点が当たりがちである。しかし、その根底にある本質的な意義を改めて確認することも重要である。

TPNWは、被害者援助および環境修復に関する義務を明文化した初の核関連国際法である。これらは「積極的義務」と呼ばれ、条約の中核を成す要素である。この点について、赤十字国際委員会（ICRC）の作業文書は次のように指摘している。

「（条約の積極的義務は）人間の安全保障の重要性を証明するものであり、それは個人および集団の健康と福祉にとどまらず、環境、食料安全保障、気候、さらには核兵器の存続によって重大な脅威にさらされている地球と人類の未来全体をも包含するものである。」

つまり、被害者援助・環境修復は単なる被害者の救済にとどまらず、安全保障のあり方そのものを問い直す、パラダイム・シフトの一環であると言える。同様に、6日に登壇したキリバスの被害者コミュニティの若者も、繰り返し「自分たちが求めているのは『正義』である」と訴えていた。被害者援助・環境修復問題における前進は、救済や補償だけの問題ではなく、核兵器を支えてきた世界の構造的不平等——ジェンダー、環境、経済を含むあらゆる問題に通底する不均衡——から私たちが脱却できるのか、その可能性を問うものなのである。

（文責：中村桂子）

第7号 締約国会議閉幕：次のステップへ（2025年3月7日）

Published by recnaunblog on 2025年3月8日



閉会セッションでのラフメトゥリン議長（2025年3月7日、RECNA撮影）

3月7日、核兵器禁止条約（TPNW）第3回締約国会議は、「政治宣言」採択を含むすべての議事を円滑に終え、終了時間を約2時間前倒して閉幕した。本ブログでは「速報」として、今会議から浮かび上がったポイントを簡潔にまとめる。

カギを握る2026年

TPNWは、条約発効から5年後（以降6年ごと）に、「条約の運用および目的の達成状況を検討するための会議」（再検討会議）を開催することを定めている（第8条）。そのため、今会議は、再検討会議を控えた最後の協議の場として、条約の前進に向けた国際的な機運を醸成し、次のステップへの準備を整える重要な役割を担っていた。

再検討会議は、2026年11月30日から12月4日の間に、南アフリカを議長国としてニューヨークで開催されることが決まった。その約半年前の2026年春には、核不拡散条約（NPT）再検討会議が予定されている。同年2月には、米口間で唯一存続する核軍備管理・軍縮条約である新STARTが失効を迎え、核兵器をめぐる国際環境のさらなる悪化が懸念される。そのため、NPT再検討会議が三度目の合意決裂を回避できるかどうか、不透明感が増している。

この不確実な状況を前に、TPNW締約国とそれを支える市民社会が、安全保障概念のパラダイム・シフトを推進する「ゲーム・チェンジャー」として、条約の普遍化に向けた戦略をいかに構築し、議論を牽引していくかが鍵となっている。本会議は、その役割を果たしたと言える。

科学的知見に基づく議論の強化

今後の戦略として明確になったのは、TPNW締約国が科学的知見に裏打ちされた議論を展開し、核抑止論に正面から挑む姿勢を強めていくという方向性である。詳細な分析は後日に譲るが、増大するリスクを前に「核の不正義」に立ち向かうという締約国の決意は、採択された政治宣言（「高まるグローバルな不安定性の中で、核兵器のない世界への我々のコミットメントを強化する」）の根底に流れている。

この政治宣言とともに、オーストリア主導の「安全保障上の懸念」協議プロセスと、科学諮問グループ（SAG）が今会議に提出した報告書が、今後のTPNW議論を支える柱となる。SAGについては、活動のさらなる発展に向けて、会議間協議プロセスを開始することが決定された点も前向きな動きである。

一方で、このアプローチは、核保有国や「核の傘」国との溝を一層深め、諸刃の剣となる可能性もある。しかし、だからこそ、核抑止依存国との対話の場を確保し、真の意味での「橋渡し」を実現する努力が不可欠となる。この点で、条約非締約国、国連、国際機関、市民社会の関与が一層求められている。特に、政治宣言にも言及されているように、昨年の国連総会で設置が決まった「核戦争の影響に関する独立科学パネル」との協力関係を強化することが、重要な足掛かりとなるだろう。

会期間の活動の重要性

今会議では、再検討会議までの会期間に実施する非公式作業部会の継続についても決定がなされた。特に、被害者援助・環境修復の実施に向けた国際信託基金については、2026年の再検討会議での設立を目指し、技術的な規定などに関する報告書を、共同議長が会議の4か月前までに提出することが明記された。山積する課題の中で、会議間の議論がどれほど具体的に前進するかが注目される。この点において、日本を含め、被害者援助・環境修復に関する国連総会決議に賛成しているTPNW非締約国の関与にも期待が高まる。

高まる市民社会の存在感

今会議には56の締約国、31のオブザーバー国が参加し、過去2回の会議とほぼ同規模となった。一方、「核の傘」国のオブザーバー参加はオーストラリアのみであり、前回参加していたベルギー、ドイツ、ノルウェー（NATO加盟国）の姿はなかった。

注目すべきは、市民社会の参加の増加である。第1回締約国会議には85団体、第2回には122団体、今回は163団体が登録し、増加傾向が続いている。ブログでも既報の通り、TPNWプロセスの進展は、特に若い世代に活動の門戸を開き、ネットワークの拡大と経験の蓄積を通じて全体の底上げに寄与している。これを「内輪の盛り上がり」ととどめず、より広範な社会へと波及させるためのアウトリーチの強化が、今後の重要課題となる。

(文責：中村桂子)

7日に採択された「核兵器禁止条約第3回締約国会議宣言」(政治宣言)の仮訳を公開する。仮訳は、山田寿則(公益財団法人政治経済研究所主任研究員/明治大学兼任講師)と河合公明(長崎大学核兵器廃絶研究センター教授)による共訳である。以下からダウンロードできる。

tpnw_msp_2025_c... 1 / 7 85%

TPNW/MSP/2025/CRP.4

2025年3月7日

核兵器禁止条約第3回締約国会議宣言案：

世界情勢が不安定化する中、核兵器のない世界へのコミットメントを強化する

1. われら、核兵器禁止条約 (TPNW) の締約国は、カザフスタン共和国による議長国の下、2025年3月3日から7日までニューヨークの国際連合本部で開催された第3回締約国会合において、核兵器がもたらす人類存亡の脅威に対処するという揺るぎない決意を再確認した。
2. この会合は、核兵器が初めて実験され使用されてから 80 年目のこの年に開催されるという、深い歴史的意義を持っている。われらは、広島と長崎の人々に対する核兵器の破壊的な影響を厳粛に想起し、核時代の幕開け以来、核兵器とその実験計画の影響に苦しんできている数え切れない犠牲者と生存者とを認識する。核兵器の壊滅的な人道上の結末に対する認識とその防止、そしてそれを防ぐという信念は、条約の実施と核軍縮の推進に向けたわれらの活動を導き続けるものでなければならない。
3. 地政学的な緊張の高まり、核軍備のさらなる拡張と近代化、安全保障の保証を含む軍事と安全保障ドクトリンにおける核兵器の重要性の高まり、そして核拡散の危険性と潜在的に破壊的な核軍拡競争の危険性の増大は、国際社会による即時かつ断固とした行動を必要としている。同時に、世界終末時計は現在、真夜中まで残り 89 秒という時刻を示している。前例のない相互関連性と複雑性を備えた世界的な課題が山積する中、差し迫った核紛争の脅威は依然として人類の生存に深く関わる脅威であり続けている。TPNW は、こうした激

[TPNW MSP 2025 CRP.4 Japanese Translation](#)

ダウンロード